

青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

県では、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）の一部改正等を踏まえ、平成29年10月4日に、青森県PCB廃棄物処理計画を変更しました。

1 PCB廃棄物処理計画

PCB特別措置法に基づき、以下について定めたもの。

- ・ PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
- ・ PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項

2 これまでの経過等

年 月	経 過 等
平成 13 年 7 月	国：PCB特別措置法の施行
平成 15 年 4 月	国：PCB廃棄物処理基本計画策定
平成 18 年 5 月	県：PCB廃棄物処理計画策定
平成 24 年 12 月	国：PCB特別措置法施行令の一部改正（処理完了期限の延長）
平成 26 年 6 月	国：PCB廃棄物処理基本計画の変更（H24.12月の令改正の内容を反映）
平成 27 年 4 月	県：計画変更（処理完了期限の延長）
平成 28 年 5 月	国：PCB特別措置法の一部改正（高濃度PCB廃棄物の計画的処理完了期限1年前までの処分を義務付け、立入検査の強化等）
平成 28 年 7 月	国：PCB廃棄物処理基本計画の変更（H28.5月の法改正の内容を反映）
平成 29 年 10 月	県：計画変更

3 計画変更にあたっての留意事項

計画変更にあたっては、国のPCB廃棄物処理基本計画と整合を図るとともに、高濃度PCB廃棄物の処理については、国の計画により本県が北海道事業の対象地域であることから、北海道の処理計画（H29.3月変更）とも整合を図った。

4 主な変更内容

（1）処分期間の設定（第1章第4節）

北海道事業での高濃度PCB廃棄物処理について、計画的処理完了期限の1年前までを処分期間として設定した。

- ・ 変圧器、コンデンサー 平成34年3月31日まで
- ・ 安定器及び汚染物等 平成35年3月31日まで
- ※低濃度PCB廃棄物 平成39年3月31日まで（従来どおり）

（2）処分量の見込みの算定（第2章第2節）

高濃度PCB廃棄物の処分量の見込みについて、最新の保管及び所有に係る届出（平成27年度末）を基に算定した。

(3) 確実かつ適正な処理体制の確保と推進（第4章第1節）

PCB廃棄物の期限内処理を確実に達成するため、以下の取組を新たに記載した。

ア 未届出PCB廃棄物等の把握の徹底

国から提供される事業者リストや電気事業法による届出等の情報を活用し実態把握を進めるとともに、必要に応じて再度、掘り起こし調査を行う。

イ 立入検査等による指導の強化

排出事業者責任のもと処分期間内の確実な処理を徹底させるため、PCB特別措置法に基づく立入検査等による指導を強化する。

ウ 関係機関との連携強化

高濃度PCB廃棄物・使用製品について、北海道が設置した「広域協議会」（1都1道18県及び室蘭市）や、環境省と北海道が設置した「北海道地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」（国、関係道県、電気保安関係者等）を活用し、早期処理の促進に向けた関係者等との連携強化、情報共有及び普及啓発を図る。

エ 低濃度PCB廃棄物・使用製品の実態把握

他法令によるPCB使用建築物に関する情報の活用や、関係団体等に対する情報提供要請などを行い、低濃度PCB廃棄物等の実態把握を進める。

オ 地方自治体が保管・保有するPCB廃棄物等の率先処理等

県が保管・所有するPCB廃棄物等について、実態把握及び率先処理を進め、市町村にも同様の措置を求める。

5 計画期間

平成18年5月17日から平成39年3月31日まで

ただし、本計画については、随時取組の進捗状況を点検するとともに、必要に応じて見直しを図る。